

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	保健・疾病対策課	整理番号	4-2
処分の種類	指定病院の指定の取消し			
根拠法令条例等・条項	精神保健福祉法第19条の9			
処分の概要	指定病院の指定を受けた精神科病院が指定基準に適合しなくなったとき、又はその運営方法がその目的遂行のために不相当であると認めるとき、その指定を取り消す処分			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(先例がないか、稀であり、審査基準を法令の定め以上に具体化することが困難)</p> <p>【参考】 ○指定基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の8の規定に基づく厚生労働大臣の定める指定病院の基準(平成8年3月21日 厚生省告示第90号) ・精神保健福祉法第19条の8に基づく指定病院の指定について(平成8年3月21日 健医発第325号) 			
基準の制定根拠	—			